



Newsletter

2026年3月号

テーマ

税制改正

- [2025年税制改編後続施行令改正案（修正案）を公布](#)
- [2025年税制改編後続施行規則改正を推進](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [海外パートナーシップの所得に対し、パートナーである外国法人がパートナーシップ所在地で納付した税額が、CFC規定における実際負担税額に含まれるか否か](#)
- [株式発行超過金を減額して非居住者・外国法人に現金配当する場合、国内源泉配当所得に該当するか否か](#)

2026. 3. 31

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

2025 年税制改編後続施行令改正案（修正案）を公布

政府は 2025 年 12 月国会を通過した改正税法にて委任した事項を規定するため、関連施行令改正案の内容を 1.16（金）に発表し、法制処審査、立法予告および部処協議等を通じて提起された利害関係者および関係部処等の意見と 1.16.以後追加発表された政策内容を反映し、当初発表した施行令改正案の一部を修正したと明らかにしました。修正された改正案は 2.27（金）に公布されました。

主な修正事項は以下の通りです。

主要修正事項

■ 相続税および贈与税法施行令

○ 公益法人として認定される宗教団体の範囲合理化（相続税および贈与税法施行令§12（1））

（*）「宗教の普及やその他の教化に著しく貢献する事業」を「居住者又は非営利内国法人が宗教の普及、その他の教化に著しく貢献する目的で営む事業」として合理化

<修正案> 適用時期の調整

- （適用時期）令施行日以前の出捐財産に対しては従来の規定を適用

<修正理由> 適用範囲の明確化

■ 総合不動産税法施行令

○ 賃貸住宅合算排除における賃貸事業者の要件緩和（総合不動産税法施行令§3①）

（*）所得税法および法人税法に基づく「住宅賃貸業事業者登録」要件を「事業者登録」要件に緩和

<修正案> 適用時期の調整

- （適用時期）令施行日以後の申告、決定、更正分から適用

<修正理由> 部処協議結果の反映

■ 租税特例制限法施行令

○ 長期一般民間賃貸住宅における長期保有特別控除算定方式の明確化（租税特例制限法施行令§97 の 3）

<修正案> 計算方法の合理化

- （譲渡差額の計算）「取得時から賃貸終了日までの発生分」⇒「賃貸期間中の発生分」に規定

<修正理由> 計算方法の明確化

○ 高配当企業の配当所得分離課税に関する対象および手続の整備（租税特例制限法施行令§104 の 24）

<修正案> 開示方法の変更

- 企業価値向上計画の開示（金融委員会・取引所は企業が略式で開示（'26 年限定）できるよう簡易書式（例示）を配布する計画）

<修正理由> 部処協議結果の反映

2025 年税制改編後続施行規則改正を推進

政府は 2025 年税法改正および施行令にて委任した事項と主要制度の改善事項等を規定するため、18 の施行規則の改正を推進すると明らかにしました。改正を推進する施行規則は立法予告・部処協議、法制処審査等を経て、3 月中旬に公布・施行する予定です。

主な改正内容は次の通りです。

主要改正内容

○ **統合投資税額控除のうち、国家戦略技術事業化施設の範囲拡大**（租税特例制限法施行規則別表 6 の 2）

<改正案> 事業化施設の対象拡大（新規 3、拡大 2）

分野		細部技術
新規	半導体	次世代 MCM（Multi-Chip Module）に関する新素材・部品製造設備
	未来型 運送移動	環境にやさしい先端船舶の運送・推進技術に関する設計・製造施設（LNG 貨物艙等） 環境にやさしい先端船舶のデジタル設計・生産運営技術に関する製作・実証施設
拡大	半導体	エネルギー効率向上半導体の設計・製造技術の事業化施設 （設計・製造⇒パッケージングまで拡大）
	バイオ	バイオ医薬品の原料・素材製造施設 ⇒ Buffer（緩衝液）素材に関する施設の追加

<改正理由> 先端戦略産業の設備投資への支援

○ **統合投資税額控除のうち、新成長事業化施設の範囲拡大**（租税特例制限法施行規則別表 6）

<改正案> 事業化施設の対象拡大（新規 6）

分野		細部技術
新規	バイオ・ヘルス	動物用医薬品候補物質の開発・製造施設
	先端素材・ 部品・装備	高ケイ素含有・低鉄損電磁鋼板の製造施設
		MLCC（Multi-layer Ceramic Capacitors）用超微細ニッケルナノ粉末および内部電極用ナノペーストの製造施設
	カーボン ニュートラル	高炉溶銑および電気炉溶鋼の合湯施設
デジタル画像解析基盤の鉄スクラップの判定・選別施設 低炭素太陽光モジュールの製造施設およびこれを活用した太陽光発展施設		

<改正理由> 先端戦略産業の設備投資への支援

○ **統合投資税額控除の適用対象安全施設の範囲拡大**（租税特例制限法施行規則別表 4）

<改正案> 安全施設の範囲拡大

- (産業災害予防施設の範囲拡大) 産業安全保健法に基づく需給人・建設工事需給人・特殊雇用形態勤労従事者・配達従事者に対する安全・保健措置のための施設を含む、スマート安全管理施設、産業災害予防目的のドローン、無人運搬協同ロボット、非常避難用スライディングドア・非接触式開閉装置、自然災害予防目的の防波護岸、墜落防止目的の足場およびトラス等の構造物追加

<改正理由> 安全施設への投資誘因の拡大

○ ウェブトゥーンコンテンツ制作費用における税額控除細部事項の規定 (租税特例制限法施行規則§13 の 11 新設)

<改正案>

- (控除対象の内国人要件) ウェブトゥーンコンテンツの実質的制作者として、次の要件をすべて満たす者：①ウェブトゥーンコンテンツの制作全体を企画し、責任を持つこと、②本人が主な制作 (シナリオ・コンテ・イラスト・編集) 人材であるか、又は主要制作人材との契約締結を担当すること、③制作費の執行・管理に関する意思決定を担当すること
- (控除対象の制作費用範囲) 【企画】シナリオ、企画費、印税／【制作】作家費、制作プログラム費、デザイン費／【編集】編集費、監修料
- (控除対象から除外される制作費用) 業務推進費、広告・広報費、人件費のうち、退職所得・退職給付引当金等 (画像コンテンツの制作費用税額控除と同じ)
- (2 つ以上の課税年度の間、利用者に提供される場合の控除費用の計算方法)

【一回目の課税年度】該当課税年度まで発生し支出したすべての制作費用

【以後の課税年度】該当課税年度まで発生した制作費用 - 直前課税年度まで発生した費用

<改正理由> ウェブトゥーンコンテンツ産業のグローバル競争力の支援

○ 高配当企業の配当所得分離課税に関する細部規定の整備 (租税特例制限法施行規則§47 の 3 新設)

<改正案> 企業の負債比率算定方式

- (原則) 連結財務諸表基準の負債比率
- (例外) 連結財務諸表の未作成時、個別財務諸表基準の負債比率

<改正理由> 負債比率算定方法の明確化

○ 正常価格調整による更正請求時の提出書類追加 (国際租税調整に関する法律施行規則§2)

<改正案> 提出対象の資料追加

- (国外特殊関係者の課税所得調整の立証書類) 相手国の納付証明書、課税所得の調整が反映された会計帳簿および財務諸表、国外特殊関係者の修正申告書等

<改正理由> 租税回避の防止

○ やむを得ない事由による外国未搬出物品の国内搬入時免税許容 (関税法施行規則§48① (5) 新設)

<改正案> 関税免除となる旅行者の携帯品に未搬出・未回収免税品の追加

- 天災地変、旅客機・旅客船の欠航等の事由により、国外に搬出されなかった免税品購入物品のうち、回収されなかった物品

<改正理由> 免税品を購入した旅行者の便利性向上

例規・判例

【国税庁】海外パートナーシップの所得に対し、パートナーである外国法人がパートナーシップ所在地国で納付した税額が、CFC 規定における実際負担税額に含まれるか否か

(書面-2024-法規国調-2494、2026.1.29.)

■質疑

オーストラリアパートナーシップ (Partnership) の所得に対し、パートナー (Partner) であるマルタ法人がオーストラリアで納付した税額が国際租税調整に関する法律施行令第 62 条の「該当居住地国外の国で納付した税額」に該当するか否か

■事実関係

- 質疑法人は'13.11.25.に設立した特殊目的法人であり、オーストラリアで石炭火力発電所を運営する A パートナーシップの持分等を含む資産の引受、取得および運営を主な営業目的とする
- '17.12.21.マルタを居住国とする B パートナー (Partner) および C パートナー (Partner、通称「パートナー」) の持分 100%を取得した後、パートナーを通じて A パートナーシップの持分 35%を保有している
- パートナーは A パートナーシップの持分を保有し、そこから配当を受け取る事業のみを営んでおり、その他事業は行っていない
- パートナーは A パートナーシップの所得 35%に相当するオーストラリア源泉所得が発生し、該当オーストラリア源泉所得はオーストラリア税法に基づき、パートナーがオーストラリアに法人税 (Income tax) 納税義務を負担するオーストラリア課税所得 (Assessable income) である
- 質疑法人はパートナーが'22 事業年度以前、XXX から支給を受けた配当金を財源として、'23.2 月、パートナーから配当金の支給を受けたが、外国子会社収入配当金の益金不算入規定を適用していない

回答

貴質疑の事実関係のように、オーストラリアに所在したパートナーシップ (Partnership) の所得がパートナー (Partner) であるマルタ所在の外国法人 (以下、「A 法人」) に帰属され、A 法人が該当所得に対する税金をオーストラリアで申告・納付し、該当所得を税引前利益に反映する場合、A 法人の「国際租税調整に関する法律施行令」第 62 条に基づいて実際に負担した税額はオーストラリアで納付した税額を含むものである。

【国税庁】株式発行超過金を減額して非居住者・外国法人に現金配当する場合、国内源泉配当所得に該当するか

(書面-2025-国際税源-1970、2026.2.4.)

■質疑

内国法人が商法§461 の 2 に基づき、株式発行超過金を減額して利益剰余金に転換した後、これを財源として内国法人の株主である非居住者・外国法人に現金配当する場合、国内源泉配当所得に該当し、源泉徴収を要するか否か

■事実関係

- 質疑法人は資本準備金と利益準備金の合計が資本金の 1.5 倍を超過する
- 株主総会の決議により資本準備金を減額して利益剰余金に転換し、これを財源として株主である非居住者・外国法人への現金配当を計画している

回答

内国法人が商法§461 の 2 に基づき、みなし配当として課税されない株式発行超過金を減額し、利益剰余金に転換した後、これを財源として株主である非居住者・外国法人に現金配当する場合、これは所得税法第 119 条第 2 号および法人税法第 93 条第 2 号による国内源泉配当所得に該当しないので源泉徴収の対象ではない。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more. Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC